

正 誤

埼 玉 県

埼玉県病院事業

令和三年三月三十日埼玉県訓令第十八号は、
埼玉県教育委員会 訓令第一号の誤り。

埼玉県警察本部

埼 玉 県

令和三年三月三十日埼玉県訓令第十九号は、
埼玉県教育委員会 訓令第一号の誤り。

埼玉県警察本部